

JTBOB会関東支部パソコン同好会会則

(名称)

第1条 この会はJTBOB会関東パソコン同好会（以下「通称PC同好会」という）と称する。

(目的)

第2条 この会はパソコンを媒体として会員相互の親睦を深め、楽しみを求めつつパソコン操作技術の向上を図ることを目的とする。

(会の活動)

第3条

この会は、第2条に定める目的を遂行するため、次の事項に関する活動を行う。

(1) パソコン技能の向上に寄与する。

(2) JTBOB会関東支部会員の希望者に対して実費にて教育訓練を実施することができる。

(3) JTBOBならびにJTBグループに寄与する関連事項等については、必要に応じて協力または適切に対応する。

(4) 例会を随時実施する。

(5) 総会を年一回開催する。

(6) その他、この会運営上の重要事項の対しては会員の協力を得て対処する。

(事務局)

第4条 この会の事務局を会長宅に置く。

(会員組織)

第5条

(1) この会は、JTBOB会関東支部の会員がPC同好会の目的に賛同し、同好会員相互にメールアドレスを公開し、年会費を納入した有志で構成をする。

(2) 会員はマナーを遵守し円滑なる運営にあたるものとする。

(世話人)

第6条 1、この会は次の定める世話人を数名選任したうえで世話人会を構成し、会の運営（事業計画）、会計報告、その他必要事項等を審議・推進することを任務とする。

(1) 代表世話人(会長) 1名

(2) 世話人 若干名

(3) 会計 1名

2、次期世話人の選出については、現世話人が満期2ヶ月前までに指名決定し会員に通知する。

3、各世話人の任期は1期1年とし、任期終了後の再任を妨げない。

(世話人の任務)

第7条 各委員の任務は次のとおりとする。

(1) 代表世話人（会長）はPC同好会を代表してその運営の中心となる。

(2) 世話人は代表世話人を補佐し急務の場合はその任務を代行する。

(3) 会計はPC同好会の収支に関する会計事務を担当する。

(会費)

第8条

1、年会費について次のとおり定める。

- (1) 会費は年間1千円とし口座を郵便局に開設する。
- (2) 年度のいずれの時期でも入会する事が出来る。但し、入会時期にかかわらず年間1千円とする。(振込の場合は振込手数料を免除)
- (3) 年会費は同好会の通信費消耗品等の事務経費(会員の教材を含む)に充当する。
- (4) 1会計年度で残預金が生じた場合は翌年度に繰越すことを原則とする。

(会計年度)

第9条

- 1、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わるものとする。
- 2、会計年度終了後は監査を受け、会員に対し会計報告を速やかに行うこととする。

(その他事項)

第10条

- 1、この会則は平成15年7月1日から発効する。
- 2、この会則に定めていない事項で、会の運営上必要と想定される事項については委員会でその都度審議し決議するものとする。

付 則

平成24年(2012年)4月24日一部改訂

代表世話人(会長兼会計) 谷澤道雄

平成28年(2016年)4月28日一部改訂

代表世話人(会長兼会計) 西脇慶夫

平成29年(2017年)1月26日一部改訂

代表世話人(会長兼会計) 川口龍夫

平成31年(2019年)4月25日一部改訂

1、会の世話人は次の通りとする

代表世話人(会長) 林田武久 柏市藤心2-2-2-102

(豊島区南池袋2-43-19 JTBビル1階 BOB会事務局内)

世話人 押田葉子 山崎千恵子 佐藤三男

会計 森木茂子

この会則に相違ない事を証明致します。

代表世話人(会長) 林田武久 (印)